求職者・インターンシップ参加者等に対するハラスメント防止指針

医療法人社団 門の内会

1. 基本指針

当法人は、当法人の採用選考に応募する求職者、就職活動中の学生、インターンシップ参加者、およびこれらに類する方々（以下「求職者等」という）に対し、その立場を利用したあらゆるハラスメント（性的な言動、優越的な地位を背景とした不適切な言動、精神的圧迫など）を行うことを一切禁止します。

2. 対象となる行為の例

採用面接やインターンシップの場、またはそれに付随する懇親会等において、以下のような行為を行うことを固く禁じます。

（1）性的な関心や私生活に関する不適切な質問をすること（就活セクハラ）
（2）性的な関係を要求したり、それに応じないことに対して不利益な扱いを唆すこと
（3）威圧的な態度で接したり、不必要に精神的な圧迫を与える言動をとること（就活パワハラ）
（4）採用の合否や有利な取り扱いを条件に、不適切な要求や内定辞退の強要を行うこと

3. 職員の遵守事項

採用面接に関わる面接官をはじめ、求職者等と接する機会のあるすべての役員及び職員は、法人の代表としての自覚と高い倫理観を持ち、節度ある態度で対応します。また、求職活動等における募集から採用に至るまでの一連の過程において、次の事項を遵守します。

（1）採用面接や個別面談等は、あらかじめ指定した日時及び場所において実施し、それ以外では行いません。
（2）採用面接や個別面談等は、必要な対策を講じない限り職員と求職者等による一対一の体制では行いません。
（3）求職者等との連絡に際しては、職員個人の携帯電話や SNS のダイレクトメール等によるやり取りは行いません。

4. 相談窓口の設置

万が一、当法人の採用活動やインターンシップ等においてハラスメントに該当する行為、またはその恐れがある行為を受けた、あるいは見聞きした場合は、速やかに以下の相談窓口までご連絡ください。

なお、当該窓口では相談等への対応に当たって守秘義務があり、相談を理由に、相談者に対して不利益な取扱いをすることはございません。

相談窓口担当：医療法人社団門の内会　法人本部
青野、富森
連絡先：0898-35-3203

2026.10.1 作成